報告第２２号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年８月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第１４号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成２７年８月１３日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

平成２７年５月２５日午後２時頃、総合環境センター場内で発進の際、後方確認が不十分であったため、左後方から走行してきた相手方の所有する塵芥収集車に接触し破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

２２６，９５７円